

あおば事務所のお知らせコーナー No.151 代表社員 阿久津 渉

○労働保険の年度更新について(再掲載) ～労働保険

前回ご案内しておりますが、現在労働保険の更新を進めており、まずは事務組合（埼京労働福祉協会）ご利用の事業所様から順次手続きをしております。あおば事務所からお送りした年度更新書類をまだ返送いただけていない事業所様は 4 月 6 日(金)までに返送ください。また、すでに 2 月までの給与の連絡をいただいている事業所様につきましては、3 月給与もご連絡いただきますようお願い申し上げます。あおば事務所からも順次連絡をさせていただきます。

○マイナンバーについてのお知らせ ～マイナンバー&雇用保険

いよいよ雇用保険の手続きについて 5 月からマイナンバーの記載が必要となります。

手続き上必要となってくるマイナンバーに関しましては、今月中に改めて特集号でご案内いたします。

○健康診断の補助についての案内 ～健康保険

協会けんぽに加入している事業所様は年度内で 1 回に限り、健康診断の補助を受けることができます。対象者（35 歳～74 歳の健康保険加入者）がいる事業所には、毎年この時期に健康診断の申込書が届きますので、必要事項を記載いただき協会けんぽへの申込手続きをお願いします。

また、家族などの扶養している方（40 歳～74 歳）についても補助が受けられます。補助を受けるには、協会けんぽが発行する『受診券』が必要になり、この受診券は 1 月上旬時点で協会けんぽに登録されている被扶養者の自宅宛てに発送されています。ただし、1 月以降に新たに扶養になった方については受診券申請書で交付申請(手続きは個人で行います)をする必要がありますのでご注意ください。健保組合の事業主様、健診の申し込みの流れや手続き方法など不明な点がありましたらあおば事務所まで相談ください。

○自転車保険の加入が義務化されました(埼玉県) ～埼玉県条例

平成 30 年 4 月 1 日から埼玉県では自転車保険への加入が義務化されました。最近では自転車事故で高額な賠償を命じる判決も度々報道されています。現在、自転車で通勤する従業員がいる場合は、自転車保険に加入しているのか、また加入している場合には補償の範囲や補償額を確認しておくことをおすすめいたします。

※自転車保険にあらためて加入しなくても、すでに加入している自動車保険や火災保険の個人賠償特約や傷害補償特約などにオプションで加入することでカバーできる場合もあります。詳しくは保険会社などにご相談ください。

○平成 30 年度最新助成金情報 ～助成金

平成 30 年度の最新助成金情報です。支給要件などの詳細は現時点では発表されておりませんが、その中から比較的利用しやすいものを抜粋してご案内します。

※助成金の内容は変更になる場合がありますのでご了承ください。

【両立支援助成金 育児目的休暇制度助成(仮称)】平成 30 年度新設予定

育児の為に使える休暇制度を導入し、社員が 5 日以上休暇を取得した場合に助成を受けることができます。

●支給額 28.5 万円～36 万円 ※支給されるのは 1 回のみとなります。

※育児を目的とする休暇制度とは

平成 29 年 10 月の育児介護休業法の改正により、小学校入学前の子供がいる労働者の支援として、育児のために使える休暇制度の創設が、事業主の努力義務となりました。

(努力義務・・・罰則はありませんが「～するよう努めなければならない」などとされているものです。)

社会保険加入の顧問先様社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65 歳以上の方の雇用保険の手続きについてこれまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方(週の所定労働時間が 20 時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL : 048-592-0475 FAX : 048-592-0590

URL : <http://aobaroumuoffice.com/>

e-mail : akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

mado@aobaroumuoffice.com (事務所共通)